

令和4年度

建設業法等研修会資料



和歌山県 県土整備部

県土整備政策局 技術調査課

目次

| | |
|-------------------|--------|
| 建設業法等（の改正）について | 03 ページ |
| 監督処分について | 07 ページ |
| 経営事項審査について | 30 ページ |
| 建設業許可、経審の電子申請について | 45 ページ |
| 建設工事入札参加資格審査について | 49 ページ |

お知らせ

令和 4 年度建設業法等研修会の、CPD及びCPDSの学習履歴申請は主催者（和歌山県技術調査課）が行います。個人による学習履歴申請は必要ありませんので、ご注意ください。

令和4年度 建設業法等研修会

- ・ 建設業法等（の改正）について
- ・ 監督処分について



和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

譲渡及び譲受の認可申請について

〈ご注意いただきたい事項〉

- ・相続以外の承継(事業譲渡、合併、分割)は、あらかじめ認可を受けておく必要があります。
承継の事実が発生した後に遡って認可することはできません。
- ・承継の認可申請を予定している場合は、すみやかに県庁技術調査課建設業班まで事前にご相談ください。
- ・事前相談なく承継の認可申請をされた場合、不備の補正等に時間がかかり、承継日までに認可ができないおそれがあります。
審査を円滑に進め、承継日までに認可を行うために、承継日の設定や認可の要件(営業所の専任技術者等の変更がある場合)をはじめとした申請内容を事前にご相談ください。
- ・事前相談を終えた上で、承継日の30日前(土・日・祝を含まず)までに申請を完了させてください。
- ・また、入札参加資格も承継される場合は、併せてご相談いただき、認可の申請と同時に入札参加資格の承継申請書類をご提出ください。(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/index.html#syokei>)

(事前相談)

- ・当分の間、県庁技術調査課まで事前相談書類を1部ご提出(PDFメールor郵送)ください。

※事前相談書類・・・本申請予定書類と同様のもの(コピー可)

〔県庁技術調査課HP(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/d00205321.html>)

に掲載の「建設業に係る許可申請又は認可申請の際の持参書類」を含む〕

申請日や承継日は空欄にし、「譲渡及び譲受に関する契約書」や「譲渡に関する株主総会又は社員総会の決議録」等は、「**案**」の提出をお願いします。

〔[技術調査課建設業班メールアドレス e0811004@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0811004@pref.wakayama.lg.jp)〕

・事前相談が全て完了した後は、すみやかに本申請をしてください。

その際には、改めて各振興局建設部(海南工事事務所)まで申請書を3部(正本1部、副本1部、申請者控え1部)ご提出ください。

問い合わせ窓口

| 譲受人、合併存続法人、 合併新設法人、分割承継法人の所在地 | 名称 | 電話番号 |
|----------------------------------|---------------------|------------------|
| 和歌山市 | 海草振興局建設部 | TEL 073-488-1705 |
| 海南市 紀美野町 | 海草振興局建設部 海南工事事務所 | TEL 073-483-4824 |
| 紀の川市 岩出市 | 那賀振興局建設部 | TEL 0736-61-0028 |
| 橋本市 かつらぎ町 九度山町 高野町 | 伊都振興局建設部 | TEL 0736-33-4937 |
| 有田市 湯浅町 広川町 有田川町 | 有田振興局建設部 | TEL 0737-64-1267 |
| 御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 | 日高振興局建設部 | TEL 0738-24-2918 |
| 田辺市 白浜町 上富田町 | 西牟婁振興局建設部 | TEL 0739-26-7960 |
| すさみ町 古座川町 串本町 | 東牟婁振興局 串本建設部 | TEL 0735-62-0755 |
| 新宮市 那智勝浦町 太地町 北山村 | 東牟婁振興局 新宮建設部 | TEL 0735-21-9652 |

和歌山県 技術調査課：TEL 073-441-3064

(参考) 【承継の場合の有効期間の考え方】

(例) 令和4年12月22日に承継を行った場合

- ・承継の効力発生日＝許可の開始日は、令和4年12月22日で、この日から営業可能
- ・翌日の12月23日が許可の有効期間の起算日となるため、令和9年12月22日まで当該許可が有効
※起算日とは、有効期間の満了日を計算するために設定するものであるため、効力発生日(許可の開始日)とは別物
- ・起算日を翌日とするのは、民法における初日不算入の原則を踏まえ、建設業法第十七条の二第七項に規定されたもの

したがって、承継の場合、承継後の許可有効期間は、

【令和4年12月22日～令和9年12月22日】で、5年と1日となります。

○民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(期間の起算)

第百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

○建設業法(昭和二十四年法律第百号)(抄)

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第十七条の二 (略)

1～6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等(当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている承継前に自ら受けたものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算するものとする。

監督処分について

建設業者が建設業法や他の関係法令等に違反した場合や不誠実な行為等を行った場合には、監督処分の対象となります。処分には、「指示処分」「営業停止処分」があります。

指示処分

「指示処分」とは、建設業者の法令違反や不適正な事実の是正のため、建設業者が具体的にとるべき措置を命ずる行政命令です。（建設業法第28条第1項）

営業停止処分

「営業停止処分」とは、建設業者に対し、1年以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずる行政命令です。営業停止処分は、建設業者の行為の内容等から判断して、指示処分では十分でない場合や建設業者が指示処分に従わない場合等に行われます。

（建設業法第28条第3項）

その他の処分等について

許可取消処分

「許可取消処分」とは、建設業者が有する建設業の許可を取り消すことをいいます。許可取消処分は、建設業者が許可要件を満たさなくなった場合や重大な不正行為を行った場合等に行われます。（建設業法第29条、第29条の2）

営業の禁止

建設業者に対して営業の停止を命ずる場合、その者が法人であるときはその役員等及び相当の責任を有する営業所長等、個人であるときはその者及び相当の責任を有する支配人（処分日の前60日以内において役員等、営業所長、支配人等であつた者を含む。）に対して、停止を命ずる範囲の営業について、停止を命ずる期間と同じ期間を定めて、新たに営業を開始すること及び停止を命ずる範囲の営業を目的とする法人の役員になることを禁止します。

（建設業法第29条の4第1項）

第29条第1項第7号又は第8号により許可を取り消す場合、建設業者が法人であるときはその役員等及び相当の責任を有する営業所長等、個人であるときは相当の責任を有する支配人に対して、取り消される建設業について、5年間、新たに営業を開始することを禁止します。（建設業法第29条の4第2項）

処分の公表について

監督処分等を行った場合、監督行政庁で「建設業者監督処分簿」を備え付け閲覧に供します。また、県報に登載したり、報道機関に情報提供したりすることがあります。

（建設業法第29条の5）

※平成27年4月1日より、「役員」の範囲が「役員等」に拡大され、これまでの取締役に加え、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等、法人に対し取締役と同等以上の支配力を有する者が含まれることになり、この「役員等」も上記処分の対象となり得ることになりました。

「(和歌山県における) 建設業者(等) の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正について

改正の概要

◇廃棄物混じり盛土の発生を防止するため、建設業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反への対応を厳格化

三 建設業者に対する監督処分の基準

2 具体的基準

② 建設工事の施工等に関する法令違反

iii 廃棄物処理法違反

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

役員等又は政令定める使用人が懲役刑に処せられた場合は 15 日以上、
それ以外の場合で、役職員が刑に処せられたときは 7 日以上
の 営業停止処分 を行うこととする。

3. 施行期日 令和4年6月13日(月)

※この基準は令和4年6月13日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、
施行日前にした行為については、なお従前の例による。

和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する 監督処分の基準

(新旧対照表)

和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

| 改正後（令和4年6月13日） | 改正前（令和3年12月23日） |
|---|---|
| 和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する 監督処分基準 | 和歌山県における建設業者等の不正行為等に対する 監督処分基準 |
| <p>一 趣 旨</p> <p>この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p>二 総 則</p> <p>1 監督処分の基本的考え方</p> <p>建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2 監督処分の対象</p> <p>(1) 地域</p> <p>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。</p> <p>(2) 業種</p> <p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種</p> | <p>一 趣 旨</p> <p>この基準は、建設業者又は許可を受けないで建設業を営む者（以下「建設業者等」という。）による不正行為等について、和歌山県知事が監督処分を行う場合の基準を定めることにより、建設業者等の行う不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。</p> <p>二 総 則</p> <p>1 監督処分の基本的考え方</p> <p>建設業者等の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。</p> <p>2 監督処分の対象</p> <p>(1) 地域</p> <p>監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。</p> <p>(2) 業種</p> <p>監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種</p> |

別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

（3）請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

（1）他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

（2）贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求

別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた業種について処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

（3）請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

3 監督処分等の時期等

（1）他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うことを基本とするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

（2）贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下「役職員」という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求

めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対し

めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

(3) 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業者等が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

(4) 指示処分を行った場合においては、建設業者等が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

4 不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げないものとする。

(1) 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

(2) 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

イ 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきときは、それぞれの処分事由に係る監督処分の基準のうち当該建設業者等に対し

て重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法

て重い処分を課すこととなるものについて、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うこととする。

ロ 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、イに定める期間に必要な加重を行うものとする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については上記二4(2)①又は下記三もしくは四の定めるところにより営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については当該事由について指示処分を行うこととする。

③ 建設業者等の複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当する場合で、それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(3) 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

① 建設業者等の複数の不正行為等が一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

② 建設業者等の複数の不正行為等が一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法

| | |
|--|--|
| <p>第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>5 不正行為等を重ねて行った場合の加重</p> <p>(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合</p> <p>営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合</p> <p>建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合(技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。)には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>6 営業停止処分により停止を命じる行為</p> <p>営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。</p> <p>7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分</p> | <p>第28条第1項各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。</p> <p>5 不正行為等を重ねて行った場合の加重</p> <p>(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合</p> <p>営業停止処分を受けた建設業者等が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合</p> <p>建設業者等が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合(技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。)には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。</p> <p>6 営業停止処分により停止を命じる行為</p> <p>営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。</p> <p>7 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分</p> |
|--|--|

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合
当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。
なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

(2) (1) 以外の不正行為等があった場合

- ① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に建設業法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は同法第17条の3の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行う。

また、行為者の営業を同法第17条の2又は同法第17条の3の規定によらず承継した場合であっても承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、

- ① 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。
- ② 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

三 建設業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合
当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。
なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。

(2) (1) 以外の不正行為等があった場合

- ① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化

法第15条第2項若しくは第3項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の5、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

法第15条第2項若しくは第3項の規定、又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「履行確保法」という。）第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第19条の5、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

- a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。
- c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。
- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。
- e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、その原因が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

- a 代表権のある役員等（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。
- c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。
- d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。
- e a～dにより営業停止処分（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）を受けた建設業者に対して、当該営業停止の期間の満了後10年を経過するまでの間にa～dに該当する事由（独占禁止法第3条違反に係るものに限る。）があった場合は、a～dにかかわらず、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間を2倍

に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請等

i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証

に加重して、1年を超えない範囲で営業停止処分を行うこととする。

(3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① 虚偽申請等

i 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（iiに規定される場合を除く）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合は、30日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときは、45日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証

の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、低入札価格調査が行われた工事である場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 施工体制台帳等の不作成

施工体制台帳又は施工体系図の作成を怠ったとき、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不適当であるか否かの認定を行うこととする。

なお、法人に係る他法令違反については、役員等、政令で定める使用人又は法人自体に他法令違反が認められる場合に監督処分を行うこととする。

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iii 廃棄物処理法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 特定商取引に関する法律違反

① 労働安全衛生法違反等（工事関係者事故等）

役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合は、指示処分を行うこととする。ただし、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合には、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 建設工事の施工等に関する法令違反

i 建築基準法違反等

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 建築基準法第9条に基づく措置命令等建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合は指示処分を行うこととし、当該命令に違反した場合は3日以上の営業停止処分を行うこととする。

c 建築基準法の違反が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

(新設)

iii 特定商取引に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

v 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反(第32条の3第7項の規定を除く。)等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反

a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

b 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

③ 信用失墜行為等

i 法人税法、消費税法等の税法違反

役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。

ii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反(第32条の3第7項の規定を除く。)等

役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険(以下「健康保険等」という。)に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) 主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を

④ 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反

- i 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ii 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険(以下「健康保険等」という。)に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

(5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6) 主任技術者等の変更

主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるときは、直ちに当該技術者の変更の勧告を書面で行うこととし、必要に応じ、指示処分を

行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

(7) 無許可業者等との下請契約

- a 建設業者が、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- b 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したときは、当該建設業者及び当該特定建設業者以外の建設業を営む者で一般建設業者であるものに対し、7日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な減軽を行うこととする。
- c 建設業者が、情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したときは、7日以上の営業停止処分を行うこととする。

(8) 履行確保法違反

- a 履行確保法第5条の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、15日以上とする。
- b 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 基本的な考え方

建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合
当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、
その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は
減軽を行うことを妨げない。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設
工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷
者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せら
れた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合
であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処
分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害
を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう
に勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処
分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合
において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、
必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

① 契約締結の過程に関する法令違反

四 無許可業者に対する監督処分の基準

1 基本的な考え方

建設業法第28条第2項各号に該当する不正行為等があった場合
当該不正行為が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、
その他の事由によるときは指示処分とする。

なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は
減軽を行うことを妨げない。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

許可を受けないで建設業を営む者（以下「無許可業者」という。）が建設
工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷
者を生じさせたことにより、役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せら
れた場合は、7日以上の営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合
であって、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処
分を行うこととする。

また、無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害
を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう
に勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処
分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合
において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、
必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2) 請負契約に関する不誠実な行為

① 契約締結の過程に関する法令違反

i 刑法違反（詐欺罪）

- a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、年間の営業停止処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。
- c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

ii 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

i 刑法違反（詐欺罪）

- a 代表権のある役員等（建設業を営む者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、年間の営業停止処分を行うこととする。
- b 代表権のない役員等又は政令で定める使用人が刑に処せられたときは120日以上営業停止処分を行うこととする。
- c a又はb以外の場合は、60日以上営業停止処分を行うこととする。

ii 特定商取引に関する法律違反

- a 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
- b 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合は、指示処分を行うこととする。

また、同法第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合は、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

② 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して工事を請け負った場合については、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

なお、同条第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合については、各契約の請負代金の額の合計額をもって上記の判断額とする。

③ 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、3日以上の営業停止処分を行うこととする。

五 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。
- ③ 建設業法第29条の5の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。
- ④ この基準は、不正行為等を行った時点で役職員であった者が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

六 施行期日等

- ① この基準は平成21年4月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。
- ③ この基準は令和2年11月5日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ④ この基準は令和3年9月29日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例

五 その他

- ① 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合、又は無許可業者が建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業を営んだ場合、営業停止処分に違反して建設業を営んだ場合等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等を行った場合については、告発を持って臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- ② 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があったときから3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りではない。
- ③ 建設業法第29条の5の規定に基づき監督処分の公告等を行う他、建設業を営む者の処分の原因となった行為が悪質なものについては、必要に応じて公表するものとする。
- ④ この基準は、不正行為等を行った時点で役職員であった者が、法令違反の事実が確定するまでの間に辞任又は退職している場合にも適用する。

六 施行期日等

- ① この基準は平成21年4月1日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。
- ③ この基準は令和2年11月5日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
- ④ この基準は令和3年9月29日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例

による。

- ⑤ この基準は令和3年12月23日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

ただし、三2(3)②主任技術者等の不設置等及び三2(5)一括下請負等は、令和3年9月1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

- ⑥ この基準は令和4年6月13日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

別 表

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの
(工事の施工上特に必要があると認められるものを除く)
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等

による。

- ⑤ この基準は令和3年12月23日から施行し、施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

ただし、三2(3)②主任技術者等の不設置等及び三2(5)一括下請負等は、令和3年9月1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

(新設)

別 表

一 営業停止期間中は行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの
(工事の施工上特に必要があると認められるものを除く)
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等

| | |
|---|---|
| <p>4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為</p> <p>5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為</p> <p>6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為</p> | <p>4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為</p> <p>5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為</p> <p>6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為</p> |
| <p>二 営業停止期間中でも行える行為</p> <p>1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工</p> <p>3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工</p> <p>4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工</p> <p>5 災害時における緊急を要する建設工事の施工</p> <p>6 請負代金等の請求、受領、支払い等</p> <p>7 企業運営上必要な資金の借入れ等</p> | <p>二 営業停止期間中でも行える行為</p> <p>1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工</p> <p>3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工</p> <p>4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工</p> <p>5 災害時における緊急を要する建設工事の施工</p> <p>6 請負代金等の請求、受領、支払い等</p> <p>7 企業運営上必要な資金の借入れ等</p> |

令和4年度 建設業法等研修会

経営事項審査について



和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

令和4年度 建設業法等研修会 経営事項審査

- 1 令和4年8月15日以降の申請から
 - (1) 監理技術者講習の有効期間の延長

- 2 令和5年1月1日以降の申請から
 - (1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を加点対象に追加
 - (2) 加点対象となる建設機械の追加
 - (3) エコアクション21を加点対象に追加

- 3 令和5年4月1日以降の申請から
 - (1) 建設業の経理の状況の改正に係る経過措置の終了

- 4 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用
 - (1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の工事現場への設置を加点対象に追加
 - (2) W点からP点（和歌山県の入札参加資格審査でも使用）への換算式を改訂

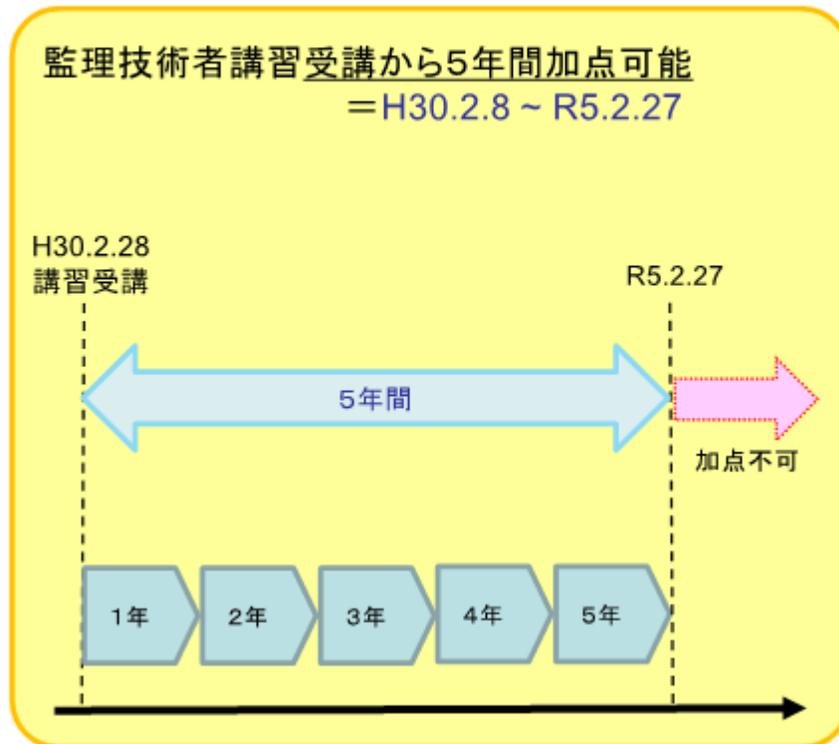
（注）再審査は受け付けますが、再審査後の点数は、既に認定を受けている令和4・5年度和歌山県入札参加資格の総合点数には反映されません。

1(1) 監理技術者講習の有効期間の延長

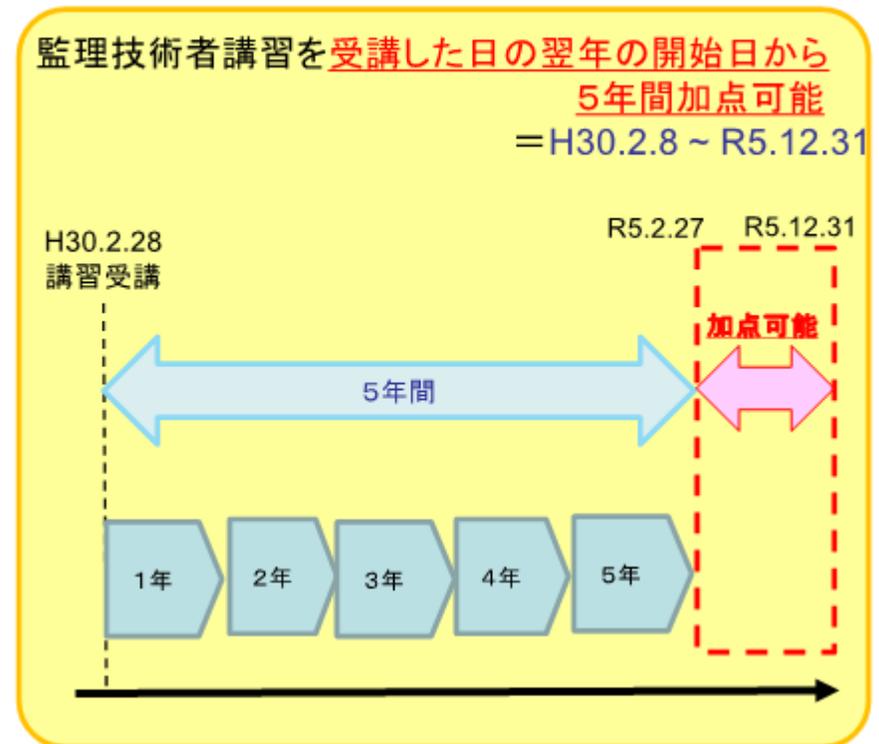
- 加点可能な期間が「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」となりました。
- 令和4年8月15日（月）から令和4年12月12日（月）まで各建設部・海南工事事務所で再審査を受け付けています。

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



2(1) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を加点対象に追加

| 認定の区分 | | 配点 |
|---------------|------------|----|
| 女性活躍推進法に基づく認定 | プラチナえるぼし | 5 |
| | えるぼし（第3段階） | 4 |
| | えるぼし（第2段階） | 3 |
| | えるぼし（第1段階） | 2 |
| 次世代法に基づく認定 | プラチナくるみん | 5 |
| | くるみん | 3 |
| | トライくるみん | 3 |
| 若者雇用促進法に基づく認定 | ユースエール | 4 |

取得している認定のうち
最も配点の高いものを評価
(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし認定」
「トライくるみん認定」 を取得している場合
「ユースエール認定」
⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

- ※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
- ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

(注) 点数はW点。P点に換算すると改定前は7点～2点、改訂後は6点～2点。

2(2) 加対象となる建設機械の追加

| | 法令根拠 | 機種 | 検査方法 |
|-----------|-------------------|---|-------------|
| 現在の加対象 | 安衛法施行令 | ショベル系掘削機 | 特定自主検査 |
| | | ブルドーザー | |
| | | トラクターショベル | |
| | | モーターグレーダー | |
| | | 移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上) | 製造時検査又は性能検査 |
| | ダンプ規制法 | 大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上) | 自動車検査 |
| + | | | |
| 追加される建設機械 | 道路運送車両法 | ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」 | 自動車検査 |
| | 安衛法施行令 | 締固め用機械 | 特定自主検査 |
| | | 解体用機械 | |
| | 高所作業車(作業床の高さ2m以上) | | |

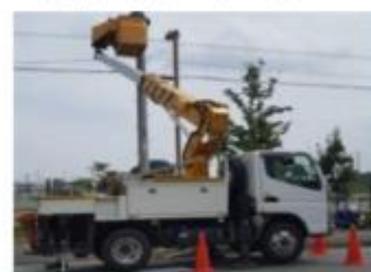
(振動ローラ)
・・・道路の復旧時に使用



(解体用掴み機)
・・・がれき等の除去



(高所作業)
・・・電線の復旧時に使用



2(3) エコアクション21を加点対象に追加

| 取組 | 認証名 | 配点 |
|------|-----------------------|--------|
| 品質管理 | ISO9001 | 5 |
| 環境配慮 | ISO14001 エコアクション21 | 5 3 |

※エコアクション21についても国際標準化機構が定めた規格による登録と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には加点しない

※ISO14001とエコアクション21はどちらか一方のみ

(注) 点数はW点。P点に換算すると改定前は7点～4点、改訂後は6点～3点。

2(1)～(3)に係る再審査について

令和5年1月1日（日）から令和5年4月30日（日）まで各建設部・海南工事事務所で受け付ける予定です。

なお、再審査後の点数は、既に認定を受けている令和4・5年度和歌山県入札参加資格の総合点数には反映されません。

3(1) 建設業の経理の状況の改正に係る経過措置の終了

経理士試験の合格に加えて講習を受け、登録経理士講習実施機関に登録されていることが要件になりました。

W₅₂に関する評価基準の改正案

改正の概要

W₅₂ 経理に関して継続的に知識の向上に努めている者であることを経営事項審査上の評価要件とすることに見直す

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

- イ ~~公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士。~~
- ロ ~~登録経理試験の2級に合格した者、登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士。~~

| | | 公認会計士等数 | | | | | |
|---------------|-----------------|---------|--------------|-------------|------------|------------|-----|
| | | 10以上 | 10以上 13未満 | 7以上 10未満 | 5以上 7未満 | 2以上 5未満 | 2未満 |
| 年間平均 完成工事高 | 600億円以上 | 10以上 | 10以上 13未満 | 7以上 10未満 | 5以上 7未満 | 2以上 5未満 | 2未満 |
| | 150億円以上 600億円未満 | 8以上 | 6以上 8未満 | 4以上 6未満 | 2以上 4未満 | 1以上 2未満 | 1未満 |
| | 40億円以上 150億円未満 | 4以上 | 3以上 4未満 | 2以上 3未満 | 1以上 2未満 | 0以上 1未満 | 0未満 |
| | 10億円以上 40億円未満 | 2以上 | 1以上 2未満 | 1以上 1未満 | 0以上 1未満 | 0以上 0未満 | 0未満 |
| | 1億円以上 10億円未満 | 1以上 | 0以上 1未満 | 0以上 0未満 | - | - | 0 |
| | 1億円未満 | 0以上 | - | - | - | - | 0 |
| 評点 | | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 2点 | 0点 |

(テーブルの変更点なし)

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

改正の概要

W₅₁ 監査の受審状況における経理処理の適正を確認した旨の書類の提出について、経理に関して継続的に知識の向上に努めている者を適正を確認できる者とすることに見直す

| 監査の受審状況 | 評点 |
|---------------------|----|
| 会計監査人の受審状況 | 20 |
| 会計参与の設置 | 10 |
| 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出 | 2 |
| 無 | 0 |

経理処理の適正を確認できる者を、下記イに該当する者とする

- イ 公認会計士、会計士補、税理士及び~~これらとなる資格を有する者~~
~~並びに登録経理試験の1級に合格した者、登録経理士講習実施機関~~
に登録された1級登録経理士。

※周知期間等も勘案し、本件改正は令和3年4月を予定。

対象となる経理士

(建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロ、ハ、ニ)

1. 登録経理士試験（略）に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
2. 登録経理講習（略）を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
3. 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に必要な知識を有すると認める者

具体的には

(国土交通省告示第1060号「建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ニの同号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると求める者を定める告示」)

ア 令和5年3月31日までの間に限り、平成29年3月31日以前に登録経理士試験に合格したもの

イ 登録経理士試験に合格した者を対象に当該者の知識の向上を目的として（一財）建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの

受講対象者・講習受講の目安

登録経理試験 1級・2級 合格者

| 登録経理試験年度 | 合格証明書記載の合格年月日 | 経営事項審査における登録経理試験有効期限 | 建設業経理士CPD講習受講の目安 |
|-----------------------|---------------|----------------------|---|
| ～平成29年度 (上期試験まで) | ～平成29年11月まで | 令和5年3月末 | 令和5年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、 令和5年3月31日 までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1・2 |
| 平成29年度 (下期試験) | 平成30年5月 | 令和6年3月末 | 令和6年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和6年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1 |
| 平成30年度 (上期試験) | 平成30年11月 | | |
| 平成30年度 (下期試験) | 令和元年5月 | 令和7年3月末 | 令和7年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和7年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1 |
| 平成31年度 (上期試験) | 令和元年11月 | | |
| 平成31年度※令和元年 (下期試験) | 令和2年5月 | 令和8年3月末 | 令和8年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和8年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1 |
| 令和2年度 (上期試験) | 令和2年11月 | | |
| 令和2年度 (下期試験) | 令和3年5月 | 令和9年3月末 | 令和9年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和9年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1 |
| 令和3年度 (上期試験) | 令和3年11月 | | |
| 令和3年度 (下期試験) | 令和4年5月 | 令和10年3月末 | 令和10年4月1日以降に経営事項審査で加点されるためには、令和10年3月31日までに講習の受講(合格)をお勧めします。 ※1 |

※1:建設業経理検定資格自体には有効期限はありません。(一度合格すれば生涯有効です)

※2:所属企業の経営事項審査における審査基準日以前の受講修了証が必要となります。

1級・2級登録講習会を受講された方
(登録経理試験1級・2級合格者)

| 1級・2級登録講習会 受講年度 | 経営事項審査における 「1・2級登録講習会」有効期限 | 建設業経理士CPD講習受講の目安 |
|--------------------|------------------------------------|--|
| ～平成29年度 | 令和5年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象 | 令和5年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。 |
| 平成30年度 | 令和6年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象 | 令和6年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。 |
| 平成31年度 (令和元年度) | 令和7年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象 | 令和7年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。 |
| 令和2年度 | 令和8年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象 | 令和8年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。 |
| 令和3年度 | 令和9年3月31日までを審査基準日とする経営事項審査において評価対象 | 令和9年4月1日以降に経営事項審査で加点対象となるためには、左記日付までに講習の受講(合格)をお勧めします。 |

お問い合わせ

一般財団法人
建設業振興基金

建設業経理士CPD講習受付センター

TEL : 0570-018-081 FAX : 0570-038-096

お問い合わせ対応時間 : 9:00～12:00/13:00～17:00(土日・祝日を除く)

<https://kssc-keiri.com>

建設業経理士 CPD



4(1) 建設キャリアアップシステム (CCUS) の工事現場への設置を加点対象に追加

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
 〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

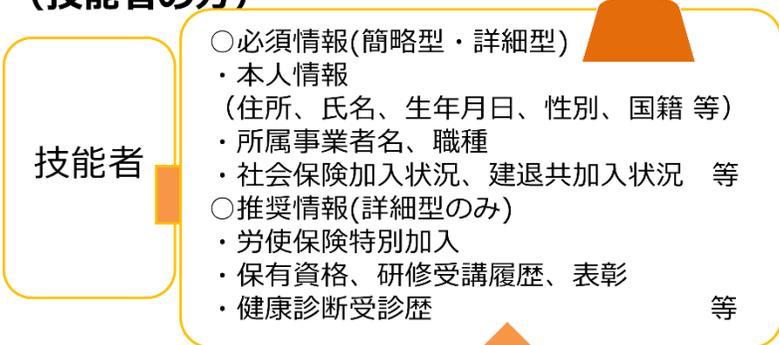
※直接入力によらない方法
 就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

| 加点要件 | 評点 |
|---|-----------|
| 審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合 | 15 |
| 審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合 | 10 |

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

(注) 点数はW点。P点に換算すると19点又は13点。

Step.1 情報の登録・登録料の支払 (技能者の方)



Step.2 カードの取得



Step.5 就業履歴の蓄積 ビツ!



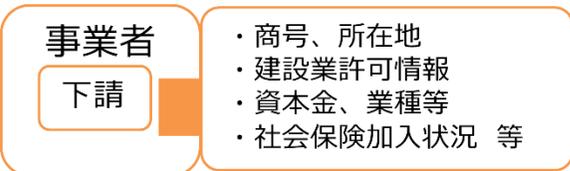
Step.6 経験の見える化

いつ、どの現場で、どの職種で、どの立場（職長など）で働いたのか、日々の就業実績として電子的に記録・蓄積されます



☆下請事業者の方

Step.1 情報の登録・登録料の支払



技能者と所属事業者の関連付け

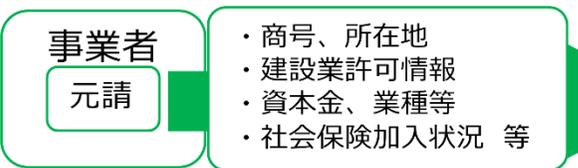
Step.4 施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報（氏名、職種、立場（職長等））を登録

- ・請負次数
- ・所属技能者の情報 等

☆元請事業者の方

Step.1 情報の登録・登録料の支払



Step.3 現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

問い合わせ先 一般財団法人建設業振興基金

建設キャリアアップシステム
登録申請書・手引・コード表について
のお問い合わせ先

建設キャリアアップシステム
お問い合わせフォーム

[https://www.ccus.jp/
contact#ContactAddForm](https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm)



4(2) W点からP点への換算式を改訂

| 現行 | 施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加 | CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加 |
|----------------------|---|---|
| 1,900 | 1,900 | 1,750 |
| <u>200</u> | <u>200</u> | <u>200</u> |
| (P点に占めるウェイト: 14.32%) | (P点に占めるウェイト: 14.59%) | (P点に占めるウェイト: 14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト: 15.44% |

係数変更による影響例

| | 2023/3期 | | 2024/3期 | |
|----------|---------|---|---------|--------------------------------|
| W点の合計値 | 100 | $\times \frac{1900}{200}$  $\times \frac{1750}{200}$ | 100 | $\times 0.15$ $\times 0.15$ |
| (W) | 950 | | 875 | |
| (P)への換算値 | 142.5 | | 131.25 | |

○ W点の変更がなかった場合を仮定 (W点各項目合計100点)

○ 新設されるW1-⑨、⑩による加点がなかった場合には、P点は、約11.25点下がることとなる。

参考 現行のP点(総合点)への換算式

(W) = W点項目ごとの合計点数 × 係数 $\frac{1900}{200}$

(P) = (X1) × 0.25 + (X2) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15

無料の経審結果シミュレーションソフト配布場所

- 一般財団法人建設業情報管理センター
<http://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>

- ワイズ公共データ株式会社
http://www.wise-pds.jp/support/download_system_ez.htm

令和4年度 建設業法等研修会

建設業許可及び経営事項審査等の 電子申請受付開始について



和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

1 電子申請の受付開始・対象手続

各許可行政庁の建設業許可等電子申請受付開始時期

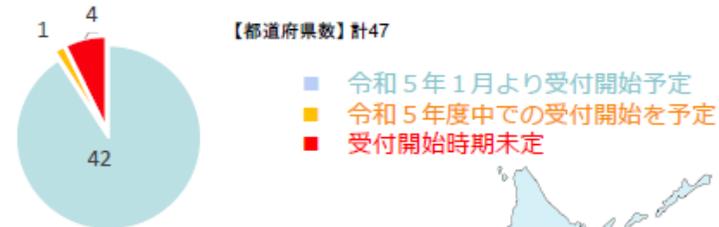
国土交通省
※令和4年9月1日時点

- 令和5年1月以降、建設業許可及び経営事項審査等の電子申請受付を順次開始予定
- 受付開始時期は、大臣許可は令和5年1月一斉開始、都道府県知事許可は令和5年1月より順次開始予定
※従前通り、紙媒体による申請も受付

電子化の対象となる手続の範囲

| | |
|----------|---|
| 建設業許可関係 | 許可申請 (新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新) |
| | 変更等の届出 (事業者の基本情報、経營業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等) |
| | 廃業等の届出 |
| | 決算報告 |
| | 許可通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。 |
| 経営事項審査関係 | 経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値) |
| | 再審査申請(経営規模等評価、総合評定値) |
| | 結果通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。 |

都道府県知事許可の電子申請受付開始時期



※ 各行政庁の受付開始時期は、予算要求等の都合により前後する場合がございます

(出典)国土交通省HP

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

2 和歌山県における取扱い

| 項目 | 取扱い |
|---------------------|---|
| 電子申請の受付開始時期 | 令和5年1月中旬予定 |
| 添付書類の提出方法 | PDF化した添付書類を電子申請システムへアップロード |
| 審査手数料の支払い方法 | 当面の間、県証紙による支払い (電子申請システムで申請後、県証紙を建設部窓口へ提出) 電子納付を開始する際には、県HP等でお知らせします。 |
| 許可通知書・総合評定値通知書の発行方法 | 従来通り、紙の通知書を発行 (電子申請システム上での発行は行いません。) |

なお、電子申請受付開始後も
従来通り紙での申請・届出が可能です。

3 国による申請者向けの説明会等について

- ・令和4年11月頃～

電子申請システムの説明動画配信予定

- ・令和4年12月頃～

マニュアル(申請者用)公表予定

※いずれも国から情報提供があり次第、
県HP等でお知らせします。

令和4年度 建設業法等研修会

令和4・5年度入札参加資格審査申請について
(県内建設業者)



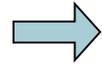
和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

- 1 和歌山県の入札参加資格(県内建設)審査について
 - (1)和歌山県の建設工事の入札に参加するには
 - (2)定期受付・追加受付
 - (3)定期再算定
 - (4)格付けランク
 - (5)その他参考

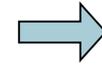
- 2 経営事項審査の改正(令和4年8月15日公布)に伴う入札参加資格の対応について

1-(1) 和歌山県の建設工事の入札に参加するには

建設業許可を取得

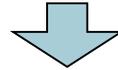


経営事項審査を受ける



入札参加申請を行う

定期受付・追加受付期間中に入札参加資格審査を申請します



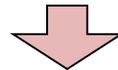
(県が作業) 資格審査 → 総合点数算定 → 格付け認定



認定通知書が送付されます (認定開始日の前月中)



認定開始日以降、ランクに応じて工事の入札に参加できます



(変更があれば) 総合点数の定期再算定を申請します

1－(1)和歌山県の建設工事の入札に参加するには

注意事項

○ 入札参加に申請できない方

- 1 建設業許可を受けていない者
- 2 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「地方自治法施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に規定する事実~~に該当した後~~、2年を経過しない者
- 5 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第41条第1項に基づく更生手続の開始が決定された者及び民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第33条第1項に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。
- 6 申請者その他の関係者が暴力団関係者等又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と認められる者
- 7 審査対象となる経営事項審査に係る建設業法第27条の29に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が、「土木一式」、「建築一式」、「とび・土工・コンクリート」、「電気」、「管」、「鋼構造物」、「舗装」、「塗装」、「防水」、「機械器具設置」、「電気通信」、「造園」、「建具」、「水道施設」、「消防施設」若しくは「解体」のいずれかである場合には、当該許可業種ごとの平均完成工事高が250万円以下である者、又は総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「大工」、「左官」、「石」、「屋根」、「タイル・れんが・ブロック」、「鉄筋」、「しゅんせつ」、「板金」、「ガラス」、「内装仕上」、「熱絶縁」、「さく井」若しくは「清掃施設」のいずれかである場合には、当該許可業種の種類ごとの平均完成工事高が0円である者。ただし、総合評定値の通知における建設工事の種類に該当する許可業種が「とび・土工・コンクリート」又は「解体」である場合には、「とび・土工・コンクリート」の平均完成工事高と「解体」の平均完成工事高の合計が250万円以下である者。
- 8 次に掲げる届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 9 経営状況が著しく不健全であると認められる者

（以下省略）

1－(2) 定期受付・追加受付

令和4・5年度（令和4年6月1日～令和6年5月31日）の県内建設業者の建設工事に適用する入札参加資格審査の受付を下記の日程で実施しています。

| 各受付 | 受付期間（2週間程度） | 認定期間 （いずれも令和6年5月31日まで） |
|---------|------------------------|---------------------------|
| 定期受付 | 令和4年1月7日 ～ 令和4年2月3日 | 令和4年6月1日 ～ 令和6年5月31日 |
| 第1回追加受付 | 令和4年6月10日 ～ 令和4年6月24日 | 令和4年9月1日 ～ 令和6年5月31日 |
| 第2回追加受付 | 令和4年9月9日 ～ 令和4年9月26日 | 令和4年12月1日 ～ 令和6年5月31日 |
| 第3回追加受付 | 令和4年12月9日 ～ 令和4年12月23日 | 令和5年3月1日 ～ 令和6年5月31日 |
| 第4回追加受付 | 令和5年3月10日 ～ 令和5年3月24日 | 令和5年6月1日 ～ 令和6年5月31日 |
| 第5回追加受付 | 令和5年6月9日 ～ 令和5年6月23日 | 令和5年9月1日 ～ 令和6年5月31日 |
| 第6回追加受付 | 令和5年9月8日 ～ 令和5年9月25日 | 令和5年12月1日 ～ 令和6年5月31日 |

受付窓口：各振興局建設部、海南工事事務所

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当面は郵送による提出も可能です。
（詳細については技術調査課HPを必ずご確認ください。）

1-(3) 定期再算定

定期・追加受付により入札参加資格を有している者を対象に、総合点数の再算定も下記の日程で実施しています。ランクが変動した場合にはランクの再格付けも併せて行います。

| 各受付 | 受付期間 | 認定期間 (いずれも令和6年5月31日まで) |
|----------|-----------------------|---------------------------|
| 第1回定期再算定 | 令和4年6月1日 ~ 令和4年10月31日 | 令和4年12月1日 ~ 令和6年5月31日 |
| 第2回定期再算定 | 令和4年11月1日 ~ 令和5年4月30日 | 令和5年6月1日 ~ 令和6年5月31日 |
| 第3回定期再算定 | 令和5年5月1日 ~ 令和5年10月31日 | 令和5年12月1日 ~ 令和6年5月31日 |

※変更の事実の発生から30日以内（又は再算定申請締切日まで）に必ず申請を行ってください。
減点の再算定の申請怠りの結果、**事実に基づかない加点を受けた状態に陥ってしまった場合、申請の怠りによるランクダウン（90日間）**の対象となります。

減点の再算定申請 …

- たとえば
- ・重機を手放した
 - ・障害者や新規学卒者が離職した

など、地方基準点数項目早見表（次ページ）の「再算定（減点）」が”○”となっている項目が対象です。

1-(3) 定期再算定

申請の流れ

令和4・5入参(県内建設)地方基準点数項目早見表

| 項目 | 点数 | 業種 | 再算定(加点) | 再算定(減点) |
|--------------------------|--|------------|---------|---------|
| 1 独占禁止法の遵守体制の整備 | 30点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 2 暴力団排除への取組 | 30点 | 全業種 | ○ | × |
| 3 災害時対応重機の所有 | 上限60点 | 土木のみ | ○ | ○ |
| 4 災害時対応仮設資材の所有 | 鋼矢板8t: 10点 H型鋼3t: 10点 | 土木のみ | ○ | ○ |
| 5 大規模災害時の応急対策業務の取組 | | | | |
| 県との協定 | 40点 | 加入団体で決まる業種 | ○ | ○ |
| 市町村との協定 | 10点 | 土木・建築 | ○ | ○ |
| 6 災害時等緊急対応への貢献 | 20点×件数(上限60点) | 土木のみ | ○ | × |
| 7 ISO9000シリーズの認証取得 | 20点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 8 ISO14000シリーズの認証取得 | 20点 ※エコアクションと重複しない | 全業種 | ○ | ○ |
| 9 エコアクション21の認証取得 | 10点 ※ISO14000と重複しない。 | 全業種 | ○ | ○ |
| 10 廃棄物の処理体制 | 10or20点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 11 労働安全衛生法関係資格者数 | 2点×人数(上限20点) | 全業種 | × | × |
| 12 労働災害防止への取組 | 10点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 13 常時雇用者人数 | 2点×人数(上限60点) | 全業種 | × | × |
| 常時雇用者人数(若年者、女性職員、就職困難な者) | 5点×人数(上限20点) | 全業種 | ○ | ○ |
| 14 障害者雇用 | 20点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 15 建設業関連学科新規卒業生雇用 | 5点×人数(上限20点) | 卒業学科で決まる業種 | ○ | ○ |
| 16 次世代育成支援等への取組 | 5点or10点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 17 工事成績 | 県工事成績の平均点により ▲60~140 | 業種別に計算 | × | × |
| 18 高得点工事成績 | 30点×件数(上限60点) | 発注業種 | ○ | 自動減点 |
| 19 和歌山県優良工事表彰 | 30点 | 発注業種 | ○ | 自動減点 |
| 20 優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) | 20点 | 全業種 | ○ | ○ |
| 21 技術者数 | (1級10点、2級・登録基幹技能者・CCUSレベル3以上5点、その他3点)×人数 | 業種別に計算 | × | × |
| 22 技術力向上への取り組み(CPD) | 2点×人数(上限10点) | 全業種 | × | × |

黄色で着色された項目(×の項目)及び経営事項審査のP点は、原則再算定による見直しを行いません。

→認定期間中は原則、点数が変わらず、再算定の必要がありません。

※13. 常時雇用人数は、雇用者の全体人数の増減は再算定不要ですが、内「若年者や女性職員等(上限4名)」は加点や減点の再算定の対象です。

13. 常時雇用者の若年者(35歳未満)は、認定後に加点対象者が35歳の誕生日を迎えても減点の再算定は提出不要です。

18. 高得点工事成績
19. 和歌山県優良工事表彰は、申請後は削除の処理・計算を県で行うので減点の再算定は提出不要です。

→加点期間経過後に自動減点されます。

1-(4) 格付けランク

◎ 格付けランク一覧表 ※令和2・3年度と変更無し

| | 土木一式工事 | 建築一式工事 | 電気工事 | 管工事 | その他の業種 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| Aランク | 1,000点以上 | 700点以上 | 660点以上 | 690点以上 | 点数に関わらず Wランクのみ |
| Bランク | 880点～999点 | 600点～699点 | 520点～659点 | 580点～689点 | |
| Cランク | 750点～879点 | 599点以下 | 519点以下 | 579点以下 | |
| Dランク | 749点以下 | (なし) | (なし) | (なし) | |

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けの例外措置

- ・ 「暴力団排除への取組」無し・・・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・ 「独占禁止法遵守体制整備」無し・・・全業種でAランクとならずBランクに格付けされます。
- ・ 技術者が1名となった業種・・・該当の業種が最下位ランクに格付けされます。

○ ランクダウン・・・ランクが1段階下がります。

○ 格付けの一時取り消し・・・一時的にランクが取り消され、入札に参加できません。

○ 資格認定の取り消し・・・再び資格が認定されるまで入札に参加できません。

事由を解消し、元のランクに戻るためには、「解消の報告書」の提出が必要です。

1-(4) 格付けランク

◎ 格付けランクの随時変動

○ ランクダウン

次の場合にはランクが1ランク下として格付けされます。

(最下位ランク又はWランクのみの業種がランクダウンすると、解消するまで入札に参加できません。)

・ 90日間のランクダウン

- 1 県発注の工事について工事成績評定点が55点未満の場合
- 2 施工体制Gメンで指導書の交付を受け、1年以内に2回目の指導書の交付を受けた場合
- 3 施工体制Gメンから改善勧告書の交付を受けた場合
- 4 市町村等発注工事（2,500万円以上に限る）について、工事实績情報システム(CORINS)への登録義務に関わらず登録を行わなかった場合 ※継続的な場合に限る
- 5 地方基準再算定の減点のための再算定を、申請締切日の属する再算定受付期間終了日までに申請を怠った場合（本来加点されないはずの点数が加点されてしまうため）
- 6 県が発注した建設工事において、産業廃棄物管理票の適正な処理を行わなかった場合

・ 未納状況が解消するまでランクダウン

- 7 労働保険料の**未納**がある場合
- 8 社会保険料の**未納**がある場合

1-(4) 格付けランク

◎ 格付けランクの随時変動

○ 格付けランクの一時取り消し

次の場合には、格付けランクが一時取り消され、その状況が解消されるまで入札に参加できません。

- ・ 経営事項審査で外注費が95%以上でかつ技術者が1人の場合
- ・ 建設業許可を受けた営業所に営業実態が無い等の場合

○ 資格認定の取り消し

会社更生法及び民事再生法を除く申請できない理由に該当したとき。
(会社更生法及び民事再生法の場合には手続開始決定を受け、新たな状態で総合点数の付与及び格付けを受けるまで入札に参加できなくなります。)

資格認定を取り消されると、再び資格認定されるまで入札に参加できません。
特に、暴力団関係者が経営者等になった場合や申請書類等に虚偽を記載した場合は、5年間は入札参加資格審査を受けることすらできなくなります。

1-(5)その他参考

◎ 技術者の常勤確認について

技術者について常勤と認める賃金、勤務日数、勤務内容の基準は次のとおりです。

○ 審査基準日時点に技術者と認められる基準

- ・給与が8万円以上であること
- ・1ヶ月のうち概ね15日以上、営業所又は工事現場において建設業に関係する業務に従事していること。
※ 個人事業主の専従者は8万円未満でも可。(確定申告書や税務署への開業届の専従者欄による確認)
※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
※ 経審で求めている「審査基準日の”6ヶ月前”」からの雇用である必要はありません。

申請時に提出していただく常勤確認書類は、定期受付時から変更はありません。

なお、手引きの(c)を確認書類とした技術者について、常勤確認の一環として、事前連絡のうえ営業所を訪問して当該技術者にヒアリングを行い、上記基準を満たしていることを確認する場合があります。

(参考) 常勤確認書類 ※R4・5年度手引きから抜粋

- (a) 社会保険に加入している場合は、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
(提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書)の写し
- (b) 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(事業主通知用)と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方の写し
- (c) 雇用保険に加入できない場合は、源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し及び健康保険被保険者証の写し

※直近の経営事項審査における「技術職員名簿(別紙二)」にも記載されている方については、上記(a)~(c)の書面の写しは省略できます。



※R2.10.1以降、健康保険証(写)提出は「記号・番号・保険者番号」に**マスキング(黒塗り)**が必要です!!
(詳細は入参の手引書または厚生労働省HPでご確認ください)

1-(5) その他参考

◎ 納税証明書の様式について

(受付回ごとに証明日が異なるため、手引き内の別表でご確認ください。)

○ 県税の納税証明書 (原本)

- ・ 別記第1号の12の2・・・
個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに
未納がない証明

○ 消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本)

- ・ その3・・・ 税目指定で「**地方税及び地方消費税**」
を指定してください。
- ・ その3の2・・・ 個人事業主用。税目指定不要。
- ・ その3の3・・・ 法人用。税目指定不要。

(見本) 納税証明書 その3の2

TAX

納 税 証 明 書

(その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額のない証明用)

1 申告所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以下 白

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成21年 2月26日

行橋税務署長
財務事務官 末廣 成文

713257194

1-(5) その他参考

◎ 暴力団関係者等の排除規定の運用の厳格化について（H23年度から）

「和歌山県暴力団排除条例」が施行され、県の公共工事の入札から暴力団関係者等を排除する措置を講じることが義務づけられました。

入札参加制度においては、今までも暴力団関係者等の排除に取り組んできたところですが、今後も以下の取組を継続するとともに、より一層の取組を進めていきます。

- ・ 入札参加に際して事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等に暴力団関係者等がないこと及び入札参加している間は暴力団関係者等を事業主、役員、株主及び建設業法施行令第3条に規定する使用人等にしないことを誓約していただきます。
- ・ 上記の誓約をきちんと守っていただいているか、県警と協力してチェックします。

◎ 不当要求防止対応への取組について（H26年度から）

県との契約時に不当要求の拒否及び県への報告義務等について誓約書をご提出いただいているところですが、入札参加資格審査の受付時にも誓約書をいただくこととしております。

◎ 労働保険料・社会保険料の未納チェック期間について

労働保険料及び社会保険料に納付状況について、引き続き過去の全期間がチェック対象となります。

- ・ 審査基準日から無期限に遡って未納をチェックした結果、過去に未納が発生して現在まで解消されていないことが判明した場合にはランクダウンの措置をとります。
- ・ 申請後も随時保険関係部局に未納の有無を調査する場合があります。

1-(5) その他参考

◎ 技術者の登録・変更について (R2.4月から)

入札参加資格審査申請（または経営事項審査受審）のために実務経験、国監者の技術者登録をする場合、入参申請書の様式第5号を受付窓口に2部（1部控え）提出してください。

【許可】 様式第11号の2
国家資格者等・監理技術者一覧表 **※R2廃止**

【入参】 様式第5号 変更用・技術職員登録書
※実務経験、国家資格者・監理技術者の登録、変更に使います。

入参申請までに**申請する技術者を様式第5号単独の提出により登録してください。**
申請後も変更があればすみやかに提出してください。
また経審受審においては、技術者登録されていれば従来どおり受審時の資格者証等提示を省略します。

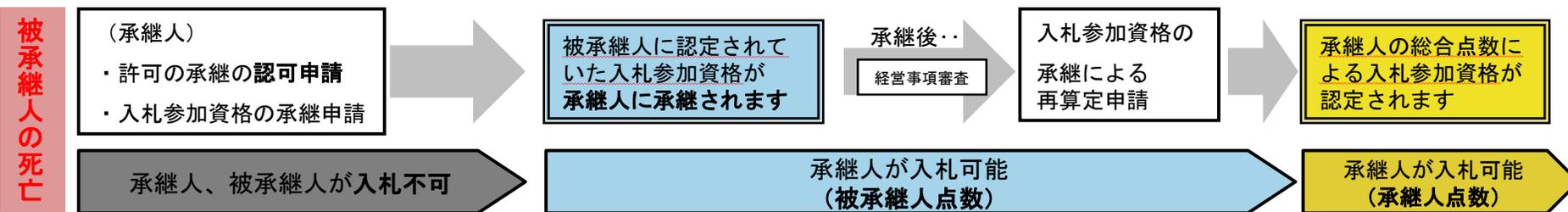
1-(5) その他参考

◎ 建設業許可の承継について (R2. 10月から)

法第17条の2, 3による建設業許可の事業承継の認可（以下「認可」）を受けた場合の入札参加資格の承継手続きは以下のとおりです。

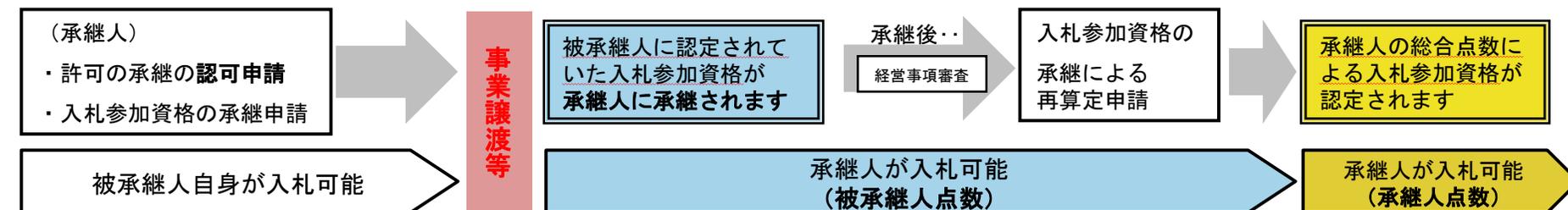
承継手続き（死亡等による相続）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



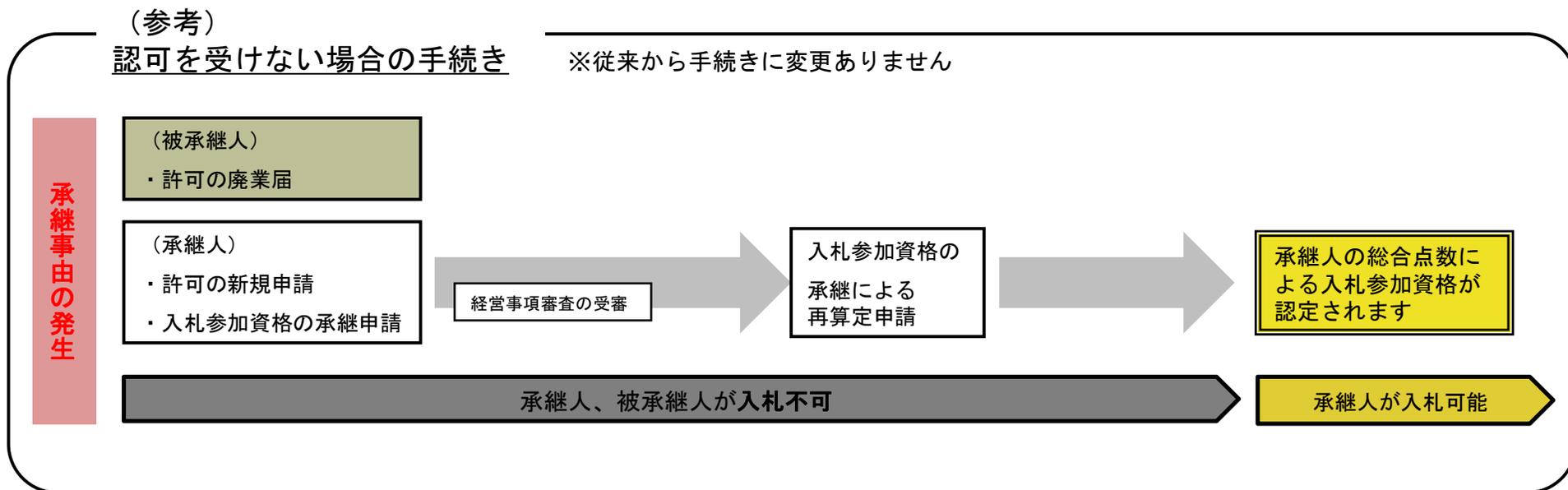
承継手続き（法人成り、代替わり、事業譲渡）

※和歌山県知事へ認可申請する場合



1-(5) その他参考

◎ 建設業許可の承継について (R2. 10月から)



2 経営事項審査の改正（令和4年8月15日公布）に伴う 入札参加資格の対応について

◎経営事項審査の改正内容（令和4年8月15日公布）

- 1 令和4年8月15日から適用となる改正
（監理技術者講習受講者の経審上の加点関係）
- 2 令和5年1月1日以降の申請から適用となる改正
（ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無）
- 3 令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用となる改正
（建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、総合評定値算出係数の改正）

◎和歌山県の入札参加資格（県内建設業）の再審査の取扱い

経営事項審査の再審査を受けた場合であっても、既に認定を受けている令和4・5年度和歌山県入札参加資格の再算定は行いません。